

第24期佐世保市農業委員会第7回総会議事録

1 開催日時 令和2年12月25日(金) 9時30分から10時20分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 10番	辻 茂樹
委員 2番	川上 宗康	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲一	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員(1名)

委員 17番 松永 信義

5 出席推進委員

無し

6 農業委員会事務局職員

事務局局長	中里 忠義
事務局次長	菊永 朋美
事務局係長	博多屋 孝昭
事務局主査	藤 和弘
事務局主査	岩崎 孝典
事務局主任主事	田中 豊
事務局主任主事	牟田 雄介

7 議事日程

議事録署名委員の指名

第58号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第59号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第60号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について

- 第61号議案 非農地証明願について
第62号議案 非農地通知について
第63号議案 農用地利用集積計画（案）について
第64号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第65号議案 農用地利用配分計画（案）について
第66号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告7 「農業委員会法改正5年後調査」の回答について

8 会議の概要

会 長 皆さま、おはようございます。佐世保市農業委員会第7回総会を開会いたします。

一、開会。

コロナの恐ろしさを身近に感じるようになってきました。変則的な形での開催となりますが、総会をやらなければいけないということで、間隔を取りながら農業委員だけで審議をしてもらうこととなりました。なるべく説明等は簡略化しスムーズに進行したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は17番、松永委員から欠席届が出ておりますが、委員総数19名中、18名の出席により、出席委員数が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることをご報告いたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、本総会については、推進委員の出席を求めませんでしたので、本日は農業委員のみでの開催となりますことを申し添えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、14番 田中広昭委員、15番 西尾政喜委員、補充として16番 赤木行秀委員にお願いいたします。それでは早速、議事に入らせていただきます。

第58号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、第58号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江迎地区。本案件は11月総会にて違反転用事案報告の2番として報告を行った案件の追認申請となります。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町三浦。地目は、登記田、現況宅地です。面積は7.87㎡。転用目的は住宅敷地の一部で、施設は既存住宅1棟木造2階建、建築面積93.23㎡。併用地ありで計画全体面積が310.3㎡となります。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、市営三浦住宅から北に約10mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する、形態変更せず現状のまま利用するため、被害の発生の恐れはない。日照通風、昭和60年11月30日に住宅敷地として工事完了済みで現状のまま利用するため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画は、雨水は溜桝から水路放流。汚水は下水道。生活雑排水は溜桝から下水道。添付書類は記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番江迎地区。

18番 18番、内野です。松永委員が欠席ということで、私が報告いたします。12月21日に事務局と現地確認を行いました。違反転用の案件ですが、現在宅地となっており、このまま利用されても問題ないと確認しました。以上です。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第58号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第59号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第59号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は277㎡です。転用目的は一般住宅。権利は、所有権移

転贈与です。施設は、住宅1棟木造平家建て、建築面積98.12㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは吉岡町第一公民館から南東へ約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.2m、隣接農地との間にコンクリートブロックを設置する。日照通風、建物高を加減、4.1m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。添付書類は記載のとおりです。

2番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町小坂の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は2筆合計395㎡です。転用目的は一般個人住宅及び通路。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟木造平家建、建築面積94.274㎡。併用地ありで進入路部分について、この後の3番において同時申請いたします。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは浅子中学校より北へ約1.3kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。フェンスを設置し、周辺農地へ被害が出ないようにする。日照通風、建物高を加減、5.3m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。

3番、小佐々地区。こちらが2番の案件の住宅への進入路部分の同時申請となります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町小坂。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は125㎡です。転用目的は進入路。権利は、所有権の一部移転、1/2の売買です。施設は、進入路。併用地ありで、2番の案件で同時申請となります。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは浅子中学校より北へ約1.3kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。フェンスを設置し、周辺農地へ被害が出ないようにする。日照通風、建物高を加減、5.3m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。

以上ですが、1番の案件は大宅委員が申請代理人となっておられますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、ご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、1番について先行審議を行いますので、大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。12月22日に永田委員と現地確認を行いました。農用地の除外を行った場所で、被害防除計画に基づいて行えば問題ないと確認しました。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。大宅委員は入室をお願いいたします。

～大宅委員着席～

議 長 それでは残りの案件につきまして、審議を始めます。地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番、3番小佐々地区。

1 6 番 16番、赤木です。12月21日に松田委員と現地確認を行いました。周辺は宅地、山林で囲まれているので、被害防除計画どおりやっただけであれば問題ないと思われます。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第59号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第60号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第60号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺

町。地目は、登記田、現況荒地。面積は839㎡です。転用目的は資材置場、車両置場。権利は、賃借権設定、2年10ヶ月です。施設は、資材置場314.66㎡、駐車場9台。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは県北家畜保健衛生所より南に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.2m。ビニールシートを布敷し、その上にジャリ敷をし、期間満了時に除去して原状に復帰する。日照通風、建築物等の設置はなく、又埋立てもしないため、他の土地に被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。なお、佐世保市長の意見書添付予定としていますが、添付されております。農地復元計画書の内容としましては、ビニールシートを現状に布敷し、その上にジャリ高さ20cm上積みする。期間終了後は全て撤去し、原状に復帰する、となっています。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。12月20日に富川委員と現地確認を行いました。現地は田ですが、現在耕作されていません。高速道路の工事にかかる資材置場とのことで、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第60号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第61号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第61号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、早苗町。地目は、登記畑、現況宅地。面積は158㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、早苗町二組公民館から南西に約100mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

2番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、松川町。地目は、登記畑、現況宅地。面積は9.91㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項と

しまして、こちらは、松川公園から南に約80mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、田代町。地目は、登記田、現況荒地。面積は1,636㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、田代町公会堂から西に約200mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-4に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、1番早岐地区につきましては、私の担当地区となりますので、私から報告をさせていただきます。12月20日に久野推進委員と現地を確認してきました。ここは転用の許可済みのところで宅地になっており、地目が変わっていなかったものです。何ら問題ありません。

次に、2番、3番佐世保地区。

7番 7番、川口です。12月21日に松永委員と一緒に見てまいりました。2番は農地法施行前から宅地への進入路として利用されていたもので問題ありません。3番は過去に資材置場として許可をとられていた場所ですが、一部資材は残っていますが、大半が荒れてしまっていました。非農地で問題ないと思います。以上です。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第61号議案については、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第62号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、第62号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、216筆で面積が130,047.62㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 2 番 1 2 番、伊賀崎です。1 5 6 番は現在耕作中でした。

議 長 他にご意見ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。1 5 6 番を除いて賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第 6 2 号議案について、1 5 6 番を除いて非農地通知を発出することとします。

次に、第 6 3 号議案 農用地利用集積計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第 6 3 号議案 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区 2 件、早岐地区 1 件、佐世保地区 1 件、相浦、九十九地区 1 件、世知原地区 2 件、鹿町地区 2 件の計 9 件。所有権の移転は、江上地区 1 件、全体で 1 0 件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、利用権設定の 4 番佐世保地区は川口委員の案件、所有権移転の 1 番江上地区は川上委員の案件になりますので、この 2 件を先行した形で、ご審議よろしくお願いたします。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 利用権設定の 4 番佐世保地区については、川口委員の案件ですので、先に審議します。川口委員は一時退室をお願いします。

～川口委員退席～

議 長 利用権設定の 4 番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、利用権設定の 4 番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 利用権設定の4番の案件につきましては、承認いたします。川口委員につきましては入室し、着席してください。

～川口委員着席～

議長 次に、所有権移転の1番江上地区については、川上委員の案件ですので、先に審議します。川上委員は一時退室をお願いします。

～川上委員退席～

議長 所有権移転の1番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、所有権移転の1番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 所有権移転の1番の案件につきましては、承認いたします。川上委員につきましては入室し、着席してください。

～川上委員着席～

議長 はい、それでは利用権設定の4番及び所有権移転の1番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、第63号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので、(案)を削除してください。

続きまして、第64号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 第64号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてですが、議案説明の前に今議案及び次の第65号議案 農用地利用配分計画(案)についてに関連して合意解約がなされておりますので、報告5を先にご報告いたします。26ページをお開きください。

報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、三川内地区2件を受理しております。以上報告いたします。

それでは、議案に戻ります。

第64号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、三川内地区6件、柚木地区1件で合計7件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第64号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第65号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第65号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して配分解約通知がなされておりますので、報告6を先にご報告いたします。27ページをご覧ください。

報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について、柚木地区1件、吉井地区1件、江迎地区2件の計4件受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、議案に戻ります。

第65号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、三川内地区5件、柚木地区2件、吉井地区1件、江迎地区1件で、合計9件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当で

あるかの意見照会がなされたもので、第64号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第65号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

続きまして、第66号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第66号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江上町の2筆、地目は登記畑、現況畑。面積合計363㎡、農振外、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江上町の1筆、地目は登記田、現況田。面積2,257㎡、農振外、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地小野町の3筆、地目は登記畑、現況畑。面積合計2,002㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地世知原町岩谷口の3筆、地目は登記田、現況田及び休耕地。面積1,331㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上ですが、1番の案件は川上委員が譲受人となっております。また、3番の案件は大宅委員が申請代理人となっておりますので、それぞれの審議の際には一時ご退席していただいた上で、ご審議していただけたらと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

議 長 それでは、1番について先行審議を行いますので、川上委員は一時退席願います。

～川上委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番江上地区。

1 番 1番、有馬です。12月23日に譲受人と現地確認を行いました。譲渡人は海外在住で、農地は所有しているが耕作はできない状態でした。道路にも面しており、畑として利用するということですので、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番の案件につきましては、許可することとします。川上委員は入室をお願いいたします。

～川上委員着席～

議 長 次に、3番について先行審議を行いますので、大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。3番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。12月20日に富川委員と現地確認を行いました。対価が安いように感じられますが、進入路が整っておらず条件があまりよくないところです。譲受人が耕作されるということで問題ないと思います。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願い

いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、3番の案件につきましては、許可することとします。大宅委員は入室をお願いいたします。

～大宅委員着席～

議長 それでは残りの案件につきまして、審議を始めます。地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番江上地区。

2番 2番、川上です。12月21日に北村委員と現地確認を行いました。以前から耕作されており、引き続き譲受人が耕作されるということで問題ないと思います。以上です。

議長 次に、4番世知原地区。

14番 14番、田中です。12月22日に尾崎委員と現地確認を行いました。譲受人は少しずつ規模を拡大されており、田についてはこれまでどおり水稻を、休耕地については野菜を作られるそうですので問題ないと思います。以上です。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第66号議案について、許可することとします。
これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、報告いたします。江上地区1件、宇久地区1件の計2件相続の届出を受理しております。

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。令和2年11月27日、12月15日付局長専決事項として、日宇地区1件、佐世保地区2件を受理しております。

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。令和2年12月8日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区1件を受理しております。

報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、宮地区1件、吉井地区1件、小佐々地区1件の計3件を受理しております。

報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について及び報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知については先ほどご説明したとおりです。

報告7 「農業委員会法改正5年後調査」の回答について、ご説明します。全国農業会議所から調査があったもので、調査対象は、全国の1,702農業委員会すべてとなっております。調査の目的は、農業員会制度の大きな改革となった平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのかを把握し、課題となっている点を改善していくことを目的としており、調査結果は、農業委員会組織に公表される他、5年後の見直しの検討で、国等と意見交換を実施する際の資料として活用されます。64項目の調査内容に対する回答につきましては、農政対策推進検討委員8名にご協力いただき、事務局の意見と合わせまして、記載のとおり回答しました。

以上報告いたします。

議長 以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事務局 【2月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】
【新型コロナウイルス感染拡大防止対策について】
【活動報告の提出について】
【させば農業委員会だよりの発行について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います。本日も慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第7回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。